

幸 区の総合防災訓練で防災まちづくり啓発活動を行いました！

平成30年10月27日（土）、幸区役所において、幸区の総合防災訓練が行われました。あわせて、川崎市の防災まちづくりと不燃化重点対策地区における支援制度等について、地域の皆様にご紹介しました。



防災まちづくりの啓発活動の様子

支 援制度を活用した建替え等が進んでいます！ (2018年度 除却補助 受付65件 (2月末時点))

建物が古く、飲食店をやっていましたが、閉店してから店舗部分はそのままになっていました。息子からの建替えの提案に、なかなか踏み切れなかったのですが、補助制度があることがわかり、建替えに前向きになりました。

補助制度を活用することで、解体工事費の約半分を補助金で補う事ができ、新生活にむけての費用の足しになり、大いに助かりました。（幸町周辺地区在住 Aさん）

Aさんの場合

老朽建築物の解体工事に対する補助金

解体工事費 約200万円

補助金 100万円(上限)

をお支払いしました。

住 まいの建替えなどのお悩みに 専門家を無料で派遣しています！

支援制度の疑問質問や、住まいに関する悩み事、住環境や土地に関する問題をお持ちの方に、無料で専門家がご相談に伺います。お気軽にご相談ください。



幸町周辺地区の防災まちづくり お問合せ先

不燃化重点対策地区における各種制度の詳細は
右記のホームページをご覧いただくか、下記のお問合せ先へご連絡ください。

<http://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000018063.html>

川崎市 まちづくり局 市街地整備部 防災まちづくり推進課 電話：044-200-2731（直通）

編集協力：(株)都市環境研究所

川崎市からのお知らせ

幸町周辺地区

防災まちづくり通信

川崎市
KAWASAKI CITY

2019

3月

第4号

幸町・中幸町・南幸町・都町の不燃化重点対策地区内の皆さん

小田周辺地区では、防災空地第2号が完成！

川崎区小田2丁目において、防災空地第2号（小田2-19-23）が完成しました。平成31年2月2日（土）には完成イベントが開催され、80名以上の方々にご参加いただきました。

幸町周辺地区においても、防災空地の整備をめざしております。防災空地の詳しい制度について、お気軽にお問い合わせ頂ければと思います。



完成イベントの様子（焼き出し）

整備前



未接道敷地の老朽化した空き家

整備後



地域課題をプラスに転換

防災空地とは？ 当面は利用予定がない民有地を一定期間地域へ開放し、災害時の火災延焼の抑制や避難等の場として役立てるほか、平常時は身近な交流広場として活用する空間です。平成29年度から展開しており、土地所有者や町内会等との連携のもと、小田周辺地区で2か所、近隣住民の意見も伺いながら整備を行いました。完成後は町内会等に運営して頂いています。

土地所有者
に朗報

地域開放にご協力いただける民有地は 非課税 になります

- 土地所有者の方から更地の土地を川崎市が無償で借り受け、整備を行います。
- 防災空地として地域開放の際は、固定資産税・都市計画税が非課税となります。

平成37年度までの期限付きの制度です！

密集市街地の改善を進めています

支援制度をご活用ください！

老朽建築物の解体除却工事に対する補助金

●補助対象建築物

下記のいずれかの要件を満たす建築物（ただし、延べ面積10m²以下の小規模なものは除く）

- ①旧耐震基準（昭和56年5月31日以前に工事着工されたもの）
- ②耐用年数（木造22年、鉄骨造34年、鉄筋コンクリート造47年）を経過

●補助対象者

建物を所有する個人・法人
(ただし、公的機関は除く)

●補助金額

下記の算定方法のうち最も低い金額
①実費（工事請負契約額）×補助率2/3
②延べ面積（m²）×2万円/m²×補助率2/3
③100万円（上限額）



建築物の耐火性能強化工事（新築・改修）に対する補助金

●補助対象建築物

不燃化推進条例で規制対象となる建築物について、新築または改修を行うことにより、耐火性能の基準を満たすもの（ただし、延べ面積10m²以下の小規模なものは除く）

●補助金額

補助対象建築物の延べ面積に基づき決定します。
(例 90m²以上～110m²未満の場合 72万円)



防災空地等の創出に対する固定資産税等の非課税措置

●防災空地とは

当面活用の予定がない私有地を一定期間（3～5年以上）地域へ開放することで、災害時の延焼抑制や避難・消防活動の場として、平常時には交流の場として利用する空間です。

●防災空地のしくみ



建築物の共同化建替工事・設計に対する補助金

複数の老朽建築物を共同で建替える事業に対して、費用の一部を補助します。

補助の対象	補助率等
建築物の共同化建替え工事・設計に対する助成金等	調査設計計画費 土地整備費 共同施設整備費

指定路線の道路拡幅工事に対する補助金等

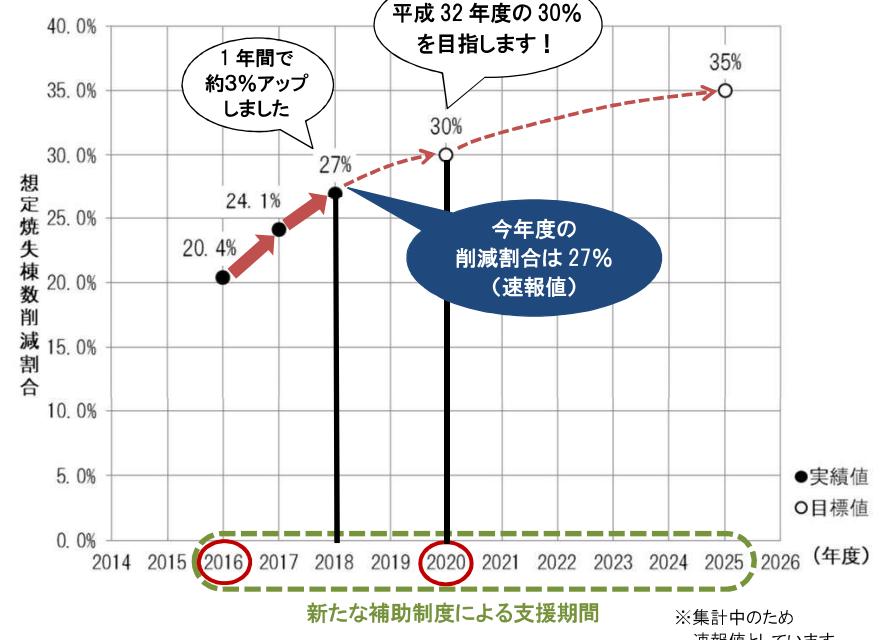
指定路線における沿道民有地部分の道路拡幅について費用の一部を補助します。	●指定路線位置
指定路線の通路拡幅工事に関する助成金等	

平成29～30年度利用実績は解体除却工事123件、耐火性能強化工事33件
詳しくは、防災まちづくり推進課までお問い合わせください（2月末時点）

目標値の達成に向け市街地の改善を進めていきます

想定焼失棟数削減の目標値と達成状況

不燃化重点対策地区である小田周辺地区、幸町周辺地区は、川崎市総合計画において、「大規模地震時の想定焼失棟数の削減割合」（平成21年度川崎市地震被害想定に対して）の目標値を定めています。幸町周辺地区の平成30年度における想定焼失棟数削減割合は27%（速報値※）となっています。引き続き、平成32年度の30%以上の達成を目指していきます。



川崎市では減災の取組として、建物の耐震化や家具の固定に対する支援等も行っています。
詳しくは下記のホームページをご覧ください。

木造住宅耐震改修助成制度

木造住宅の所有者等が耐震改修工事を実施する際、市が費用の一部を助成します。

担当課：建築管理課
電話：044-200-3017

家具転倒防止金具の無料取付け

ひとり暮らし高齢者・障害者、高齢者のみの世帯等を対象に、家具転倒防止金具を取り付けます。

担当課：地域福祉課
電話：044-200-2628

狭い道路拡幅整備助成金

川崎市狭い道路拡幅整備要綱の規定に基づき、後退用地の整備を行って、支障となる整備支障物件の除却に対する費用の一部を助成します。

担当課：建築審査課
電話：044-200-3020